

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年7月14日（平成29年（行情）諮問第297号）

答申日：平成29年9月25日（平成29年度（行情）答申第239号）

事件名：特定の指針に基づき監督上の措置を受けた公益法人が提出した営利法人等への転換に向けた計画に関する書類等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「1998年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）に関する監督上の措置を受けた公益法人のうち、実際に営利法人等へ転換した公益法人が厚生労働（厚生）（労働）大臣（平成13年省庁改革前を含む。）に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年2月10日付け厚生労働省発総0210第1号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求人即ち開示請求者の請求内容

本件審査請求人即ち開示請求者は、特定年月日、行政文書開示請求書を厚生労働大臣に提出した。この行政文書開示請求書における「請求する行政文書の名称等」には「1998年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）に関する監督上の措置を受けた公益法人が厚生労働（厚生）（労働）大臣（平成13年省庁改革前を含む。）に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面」旨記載されている。

（2）行政文書開示決定通知書の記載内容

この行政文書開示請求に対し、平成29年2月10日、行政文書不開示決定通知書が決定通知されている。行政文書不開示決定通知書における「不開示とした理由」として「開示請求に係る行政文書を作成しておらず、これを保有していないため不開示決定を行う。」旨記載されている。

(3) 行政文書開示決定通知書の記載内容の検討

しかし、上記不開示決定は不当である。まず、厚生労働大臣（厚生）（労働）大臣傘下において「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」に基づいて営利法人に転換した公益法人の有無及びその具体的内容を明確にしていきたい。

よって、特定年月日付け行政文書の開示請求（特定番号）について、法9条2項の規定に基づきなされた行政文書不開示決定（厚生労働省発総0210第1号、平成29年2月10日）を取消す旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3においては「請求者」という。）は、平成29年1月24日付け（同月26日受付）で、厚生労働大臣（処分庁）に対して、法3条の規定に基づき、「1998年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）に関する監督上の措置を受けた公益法人が厚生労働（厚生）（労働）大臣（平成13年省庁改革前を含む。）に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面」に係る開示請求を行った。
- (2) 処分庁においては、開示請求対象行政文書を特定する情報が不足していたことから、請求者に確認を行い、「1998年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）に関する監督上の措置を受けた公益法人のうち、実際に営利法人等へ転換した公益法人が厚生労働（厚生）（労働）大臣（平成13年省庁改革前を含む。）に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面」に補正を行った。
- (3) これに対して、処分庁が平成29年2月10日付け厚生労働省発総0210第1号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は、これを不服として、平成29年4月17日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法9条2項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、「「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）が定められた平成10年12月4日から開示請求のなされた平成29年1月24日までの期間中、厚生労働省（平成13年1月5日までは厚生省及び労働省）が所管していた公益法人で、同指針に関する監督上の措置を受けて、実際に営利法人等へ転換した公益法人が厚生労働大臣（平成13年1月5日までは厚生大臣及び労働大臣）に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面」である。

(2) 本件対象文書の保有について

本件審査請求を受けて、開示請求対象行政文書について、諮問庁として確認したところ、「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」が定められた平成10年12月4日以降、厚生労働省（平成13年1月5日迄は厚生省及び労働省）が所管する公益法人において、営利法人等への転換が行われたものではなく、開示請求対象行政文書を保有していないことが確認された。

なお、本件審査請求に係る開示請求を受け、処分庁において、念のため開示請求対象行政文書について、執務室内を探索したが、これを保有していないことを確認している。

以上のことから、開示請求対象行政文書を保有していないとして不開示とした原処分は諮問庁として是認できる。

(3) 請求者の主張について

請求者は「まず、厚生労働大臣（厚生）（労働）大臣傘下において「公益法人の営利法人等への転換に基づく指針」に基づいて営利法人に転換した公益法人の有無及びその具体的内容を明確にしていきたい」と主張しているが、開示請求対象行政文書を保有していないことについては、上記（2）のとおりである。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「1998年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）に関する監督上の措置を受けた公益法人のうち、実際に営利法人等へ転換した公益法人が厚生労働（厚生）（労働）大臣（平成13年省庁改革前を含む。）に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面」（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁の説明の要旨

ア 本件審査請求を受けて、本件対象文書について、諮問庁として確認したところ、「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」が定められた平成10年12月4日以降、厚生労働省（平成13年1月5日までは厚生省及び労働省）が所管する公益法人において、営利法人等への転換が行われたものはなく、本件対象文書を保有していないことが確認された。

イ なお、本件審査請求に係る開示請求を受け、処分庁において、念のため本件対象文書について、執務室内を探索したが、これを保有していないことを確認している。

ウ 以上のことから、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分は諮問庁として是認できる。

(2) 上記(1)イについて、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の探索の範囲について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

所管の公益法人から計画書等の届出がある場合は、必ず大臣官房総務課が窓口となることから、同課の執務室内及び書庫を探索したものである。なお、同課は省庁改革前の公益法人関係書類を引き継いでいる。

(3) 本件対象文書を保有していないとする上記(1)及び(2)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子